

和 解 に つ い て

1 本件の概要

介護保険法に基づく地域支援事業として行われる介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業に係る委託契約において、消費税の誤払いが判明したことに関し、和解条項のとおり和解しようとするもの

2 和解の相手方

宮城県仙台市泉区本田町8番12号

健生株式会社 代表取締役 成澤 功

3 和解条項の要旨

- (1) 市は、和解の相手方に対して、誤払い消費税の返還に関する請求権を放棄する。
- (2) 市及び和解の相手方は、本和解条項に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。